



宮 崎 県 公 報

平成20年3月26日(水曜日)号外 第8号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁		頁
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課)	3	改正する条例…	(税務課) 31
○宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (“)	6	○宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例…	(福祉保健課) 32
○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例… (“)	10	○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例…	(国保・援護課) 33
○宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例… (“)	14	○宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例…	(砂防課) 35
○宮崎県公益認定等審議会条例… (“)	16	○宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例…	(都市計画課) 36
○宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例… (“)	18	○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…	(建築住宅課) 36
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例… (財政課)	21	○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	(病院局) 38
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を		○宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例…	(監査事務局) 39
		○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…	(警察本部) 39

本号で公布された条例のあらまし

◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第1号)

1 改正の理由及び主な内容

平成20年4月1日付けの組織改正において新たに設置する福祉子どもセンターを公の施設に追加するなど、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第2号)

1 改正の理由及び主な内容

県税・総務事務所及び福祉子どもセンターの設置など、県の出先機関における組織体制の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第3号)

1 改正の理由及び主な内容

知事の権限に属する事務のうち、温泉法に基づく土地の掘削の許可申請の受理や医師法に基づく医師の氏名等に係る届出の受理等について取扱いを希望する市町村に移譲するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年7月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例 (条例第4号)

1 改正の理由及び主な内容

県民政策部の新設など、県の本庁における組織体制の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県公益認定等審議会条例（条例第 5 号）

1 制定の理由及び主な内容

平成20年12月1日から施行される公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、法人の公益性の認定等を審議する合議制機関として設置することとなる宮崎県公益認定等審議会の組織及び運営に関する条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例（条例第 6 号）

1 制定の理由及び主な内容

平成20年10月31日までに縦書きで公布される条例を一括して左横書きに改正するための条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年11月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）

1 改正の理由及び主な内容

薬事法に基づく一般用医薬品の登録販売者に係る試験の手数料の新設等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）

1 改正の理由及び主な内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、県税の課税免除対象を拡大するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例（条例第 9 号）

1 廃止の理由

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与事業の廃止に伴い、宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

なお、施行日前に修学資金の貸与を受けていた者に係る当該修学資金の返還等について、経過措置を定めました。

◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例（条例第10号）

1 制定の理由及び主な内容

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の導入に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき県に設置する宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の運営等に関する条例を制定することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 改正の理由及び主な内容

砂防設備において土石を採取する場合には、砂防設備の土石採取料を納付しなければならないこととし、その額等について定めました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 改正の理由及び主な内容

乗合自動車に表示する広告物についてこれまで認められていた場合に加えて、新たに許可制を導入することに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年10月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (条例第13号)

1 改正の理由及び主な内容

県営住宅の入居者の生活の安全と平穩の確保を図るため、入居者資格として暴力団員でないことを定めるなど、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第14号)

1 改正の理由及び主な内容

県立病院の料金について見直しを行い、その額を変更することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例 (条例第15号)

1 改正の理由及び主な内容

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、県の実質赤字比率等の審査に係る着手日を規定するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第16号)

1 改正の理由及び主な内容

航空機操縦作業手当や航空機整備作業手当の支給方法を変更するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

条 例

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第一号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例 (昭和三十九年宮崎県条例第七号) の一部を次のように改正する。

別表第一中

宮崎県消費生活センター	住民の消費生活に関する苦情相談、研修及び商品展示のための施設	宮崎市江平西一丁目一番二〇号
宮崎県都城地方消費生活セ		都城市北原町一六街区一号

を

シター 宮崎県延岡地 方消費生活セ シター		延岡市本小路三 九番地三	
宮崎県消費生 活センター 宮崎県都城地 方消費生活セ シター 宮崎県延岡地 方消費生活セ シター	住民の消費生活に関する苦 情相談、研修及び商品展示 のための施設	宮崎市江平西二 丁目一番二〇号 都城市北原町一 六街区一号 延岡市本小路三 九番地三	
宮崎県中央福 祉子どもセン ター 宮崎県南部福 祉子どもセン ター 宮崎県北部福 祉子どもセン ター	児童福祉法（昭和二十二年 法律第百六十四号）第十二 条第一項に規定する児童相 談所及び知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第二十 七号）第十二条第一項に規 定する知的障害者更生相談 所	宮崎市霧島一丁 目一番地二 都城市年見町一 四号一番地一 延岡市大貫町一 丁目一、八四五 番地	に、
宮崎県身体障 害者相談セン ター	身体障害者福祉法第十一条 第一項に規定する身体障害 者更生相談所	宮崎郡清武町大 字木原字勢田五、 七一九番地二	

宮崎県知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者の更生の援助と必要な保護に関する相談所	宮崎市霧島一丁目一番地二	を
宮崎県知的障害者更生相談所延岡支所	延岡市大貫町一丁目二、八四五番地（延岡児童相談所内）	延岡市大貫町一丁目二、八四五番地（延岡児童相談所内）	
宮崎県知的障害者更生相談所都城支所	都城市年見町一四号一番地二（都城児童相談所内）	都城市年見町一四号一番地二（都城児童相談所内）	
宮崎県女性相談所	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条に規定する婦人相談施設	宮崎市霧島一丁目一番地二	に
宮崎県身体障害者相談センター	身体障害者福祉法第十一条第一項に規定する身体障害者更生相談所	宮崎郡清武町大字木原字勢田五、七一九番地二	
宮崎県女性相談所	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条に規定する婦人相談施設	宮崎市霧島一丁目一番地二	
県立きりしま寮	売春防止法第三十六条の規定に基づく保護施設	宮崎市霧島一丁目一番地二	
宮崎県中央児童相談所	児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第十二	宮崎市霧島一丁目一番地二	

宮崎県都城見 童相談所	条第一項の規定に基づく見 童相談施設	都城市年見町一 四号一番地一
宮崎県延岡見 童相談所		延岡市大貫町一 丁目二、八四五 番地
県立みやざき 学園	児童福祉法第三十五条第二 項に規定する同法第四十四 条の児童自立支援施設	都城市丸谷町三 八八番地

を

県立きりしま 寮	売春防止法第三十六条の規 定に基づく保護施設	宮崎市霧島二丁 目一番地二
県立みやざき 学園	児童福祉法第三十五条第二 項に規定する同法第四十四 条の児童自立支援施設	都城市丸谷町三 八八番地

に改める。

別表第三宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）の項の次に次のように加える。

宮崎県川南遊学の森

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二号

宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例

宮崎県行政機関設置条例（平成十一年宮崎県条例第三十七号）の一部を次のように改正

する。

第二条の見出しを「(県税・総務事務所)」に改め、同条第一項中「基づき、県税」の下に「、商工及び労政」を加え、「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		県税に関する事務	商工及び労政に関する事務
宮崎県宮崎県税・総務事務所	宮崎市	宮崎市 宮崎郡 東諸 県郡	
宮崎県日南県税・総務事務所	日南市	日南市 串間市 南那 珂郡	日南市 串間市 南那 珂郡
宮崎県都城県税・総務事務所	都城市	都城市 北諸県郡	都城市 小林市 えび の市 北諸県郡 西諸 県郡
宮崎県小林県税・総務事務所	小林市	小林市 えびの市 西 諸県郡	
宮崎県高鍋県税・総務事務所	児湯郡 高鍋町	西都市 児湯郡	
宮崎県日向県税・総務事務所	日向市	日向市 東白杵郡	
宮崎県延岡県税・総務事務所	延岡市	延岡市 西白杵郡	延岡市 日向市 東白 杵郡 西白杵郡

第六条を削り、第五条を第六条とする。

第四条の表宮崎県日向保健所の項中「のうち門川町、諸塚村、椎葉村及び美郷町」を削り、同条を第五条とする。

第三条第一項中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、同項の表宮崎県中部福祉事務所の項、宮崎県北・西諸県福祉事務所の項及び宮崎県東臼杵福祉事務所の項を削り、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(福祉子どもセンター)

第三条 法第百五十六条第一項の規定に基づき、社会福祉及び児童福祉に関する事務を分掌させるため、福祉子どもセンターを置く。

2 福祉子どもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉に関する事務
宮崎県中央福祉子どもセンター	宮崎市	宮崎市 日南市 串間市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡	宮崎市 日南市 西都市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡 児湯郡
宮崎県南部福祉子どもセンター	都城市	都城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡	都城市 小林市 串間市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡
宮崎県北部福祉子どもセンター	延岡市	延岡市 日向市 東臼杵郡	延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡

3 宮崎県中央福祉子どもセンター、宮崎県南部福祉子どもセンター及び宮崎県北部福祉子どもセンターを社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際次の表の上欄に掲げる機関の長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に当該長に

対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる機関の長が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、それぞれ当該長のした処分その他の行為又は当該長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

宮崎県宮崎県税事務所	宮崎県宮崎県税・総務事務所
宮崎県日南県税事務所	宮崎県日南県税・総務事務所
宮崎県都城県税事務所	宮崎県都城県税・総務事務所
宮崎県小林県税事務所	宮崎県小林県税・総務事務所
宮崎県高鍋県税事務所	宮崎県高鍋県税・総務事務所
宮崎県日向県税事務所	宮崎県日向県税・総務事務所
宮崎県延岡県税事務所	宮崎県延岡県税・総務事務所
宮崎県中部福祉事務所	宮崎県中央福祉こどもセンター
宮崎県北・西諸県福祉事務所	宮崎県南部福祉こどもセンター
宮崎県東臼杵福祉事務所	宮崎県北部福祉こどもセンター
宮崎県日南商工労政事務所	宮崎県日南県税・総務事務所
宮崎県都城商工労政事務所	宮崎県都城県税・総務事務所
宮崎県延岡商工労政事務所	宮崎県延岡県税・総務事務所

(宮崎県税条例の一部改正)

3 宮崎県税条例(昭和三十九年宮崎県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、同条第二項中「宮崎県税事務所」を「宮崎県税・総務事務所」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第十六条、第三十二条第三項及び第三十七条中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第四十二条の三中「宮崎県税事務所」を「宮崎県税・総務事務所」に改める。

第六十二条第二項及び第三項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第六十七条中「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に改める。

第八十四条中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

(宮崎県行政手続条例の一部改正)

4 宮崎県行政手続条例 (平成七年宮崎県条例第二十九号) の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例 (平成十一年宮崎県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

別表三の二の項の次に次のように加える。

<p>三の二 温泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号) による次の事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第三条第一項の規定による申請の受理に関すること。 2 第五条第二項 (第十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による申請の受理に関すること。 3 第六条第一項 (第十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による申請の受理に関すること。 4 第七条第一項 (第十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による申請の受理に関すること。 5 第八条第一項 (第十一条第二項において準用する場合を含む。) の規定による届出の受理に関すること。 6 第十一条第一項の規定による申請の受理に関すること。 7 第十九条第二項の規定による申請の受理に関すること。 	<p>宮崎市</p>
--	------------

8 第二十条の規定による届出の受理に関すること。	
9 第二十一条第一項の規定による届出の受理に関すること。	
三の四 温泉法の施行のための規則による事務で別に規則で定めるもの	宮崎市

別表八の二の項、八の三の項及び十二の二の項から十二の四の項までの規定中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改める。

別表十二の六の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十二の八の項とし、同項の前に次のように加える。

十二の七 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項の規定による届出の受理に関する事務	宮崎市
--	-----

別表十二の五の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十二の六の項とし、同項の前に次のように加える。

十二の五 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項の規定による届出の受理に関する事務	宮崎市
--	-----

別表十三の項の前に次のように加える。

十二の九 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）による次の事務	宮崎市
1 第一条第一項の規定による申請の受理に関すること。	
2 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。	
3 第三条第五項の規定による認定証明書の返納の受理に関すること。	
4 第四条第一項の規定による認定証明書の返納の受理に関すること。	
5 第四条第二項の規定による認定証明書の返納の受理に関すること。	
6 第五条第一項の規定による届出の受理に関すること。	

別表十三の項を次のように改める。

<p>十三 歯科技工士法 (昭和三十年法律第百六十八号) による次の事務</p> <p>1 第六条第三項の規定による届出の受理 (就業地が下欄の市町村の区域内である者に係るものに限る。) に関する事。</p> <p>2 第二十六条第一項第四号の規定による申請の受理に関する事。</p>	<p>宮崎市</p>
--	------------

別表十三の二の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改める。

別表中十三の八の項を十三の十一の項とする。

別表十三の七の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十三の十の項とする。

別表十三の六の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十三の九の項とする。

別表十三の五の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十三の八の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十三の七 薬剤師法 (昭和三十五年法律第百四十六号) 第九条の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>宮崎市</p>
--	------------

別表十三の四の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十三の六の項とする。

別表十三の三の項中「都城市」を「宮崎市及び都城市」に改め、同項を同表十三の五の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十三の三 歯科技工士法施行規則 (昭和三十年厚生省令第二十二号) による次の事務</p> <p>1 第七条第一項の規定による受験願書の受理に関する事。</p> <p>2 第十条の規定による申請の受理に関する事。</p>	<p>宮崎市</p>
<p>十三の四 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭</p>	<p>宮崎市</p>

和三十一年法律第百六十号) による次の事務

- 1 第十三条第四項 (第十四条第三項において準用する場合を含む。) の規定による申請の受理に関すること。
- 2 第十三条第五項の規定による届出の受理に関すること。

別表中十八の十四の項を十八の十五の項とし、十八の三の項から十八の十二の項までを一項ずつ繰り下げ、十八の二の項の次に次のように加える。

十八の三 栄養生法施行令 (昭和二十八年政令第二百三十一号) による次の事務

宮崎市

- 1 第一条第一項の規定による申請の受理に関すること。
- 2 第一条第二項の規定による申請の受理に関すること。
- 3 第一条第三項 (第五条第五項及び第六条第七項において準用する場合を含む。) の規定による免許証の交付に関すること。
- 4 第三条第二項の規定による申請の受理に関すること。
- 5 第三条第四項の規定による申請の受理に関すること。
- 6 第四条第一項の規定による申請の受理に関すること。
- 7 第四条第二項の規定による申請の受理に関すること。
- 8 第五条第一項の規定による申請の受理に関すること。
- 9 第五条第二項の規定による申請の受理に関すること。
- 10 第六条第一項の規定による申請の受理に関すること。
- 11 第六条第五項の規定による免許証の返納の受理に関すること。
- 12 第六条第六項の規定による申請及び免許証の返納の受理に関すること。
- 13 第八条第一項の規定による免許証の返納の受理に関すること。

- 14 第八条第二項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。
- 15 第八条第三項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。
- 16 第八条第四項の規定による免許証の返納の受理に関するこ
と。

附 則

この条例は、平成二十年七月一日から施行する。

宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第四号

宮崎県部等設置条例の一部を改正する条例

宮崎県部等設置条例（平成十六年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮崎県部設置条例

第一条中「本部及び部（以下「部等」という。）」を「部」に改め、同条の表総合政策本部の項中「総合政策本部」を「県民政策部」に改め、地域生活部の項を削る。

第二条中「部等」を「部」に改め、同条の表総合政策本部の項中「総合政策本部」を「県民政策部」に改め、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

一 県民生活、文化及び地域振興に関する事項

第二条の表総務部の項中五を六とし、四を五とし、三の次に次のように加える。

四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第二条の表地域生活部の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(青少年問題協議会に関する条例の一部改正)

- 2 青少年問題協議会に関する条例(昭和二十八年宮崎県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地域生活部」を「福祉保健部」に改める。

(宮崎県固定資産評価審議会条例の一部改正)

- 3 宮崎県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年宮崎県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域生活部」を「総務部」に改める。

(宮崎県交通安全対策会議に関する条例の一部改正)

- 4 宮崎県交通安全対策会議に関する条例(昭和四十五年宮崎県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域生活部」を「県民政策部」に改める。

(宮崎県国土利用計画審議会条例の一部改正)

- 5 宮崎県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年宮崎県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「地域生活部」を「県民政策部」に改める。

(宮崎県土地利用審査会条例の一部改正)

- 6 宮崎県土地利用審査会条例(昭和四十九年宮崎県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域生活部」を「県民政策部」に改める。

(宮崎県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 7 宮崎県男女共同参画推進条例(平成十五年宮崎県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「地域生活部」を「県民政策部」に改める。

(宮崎県市町村合併推進審議会条例の一部改正)

- 8 宮崎県市町村合併推進審議会条例 (平成十七年宮崎県条例第六十八号) の一部を次のように改正する。

第六条中「地域生活部」を「総務部」に改める。

(宮崎県総合計画審議会条例の一部改正)

- 9 宮崎県総合計画審議会条例 (平成十八年宮崎県条例第一号) の一部を次のように改正する。

第八条中「総合政策本部」を「県民政策部」に改める。

宮崎県公益認定等審議会条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第五号

宮崎県公益認定等審議会条例

(趣旨)

- 第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成十八年法律第四十九号) 第五十条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県公益認定等審議会)

- 第二条 前条の合議制の機関は、宮崎県公益認定等審議会 (以下「審議会」という。) とする。

(組織等)

- 第三条 審議会は、委員三人以上五人以内で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(職権の行使)

第四条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第五条 委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務)

第六条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第七条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第八条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第六条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第九条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。

3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第六号

宮崎県条例の形式の左横書きの実施に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

1 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

1 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存条例における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
一 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている漢数字	アラビア数字
六 表中その内容を第二次の段階で細分する	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

<p>ために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	
<p>七 漢数字 (次に掲げるものを除く。)</p> <p>ア 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの</p> <p>イ 熟語の一部として用いられているもの</p> <p>ウ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p> <p>エ 数字の単位として用いられているもの (十、百及び千を除く。)</p> <p>オ 一の項、二の項及び五の項に定めるものの</p>	<p>アラビア数字 (漢数字を区切る読点 は削り、二けたごとにコンマによっ て区切るとともに、小数点を表す中 点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>八 項番号のない項</p>	<p>アラビア数字による項番号を付した 項</p>
<p>九 左 (文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>十 右 (文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十一 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十二 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十三 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は促音に用いる「っ」若しくは「ッ」</p>	<p>それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」若しくは「ヨ」又は「っ」若しくは「ッ」</p>
<p>2 前項の表三の項から六の項まで及び九の項から十二の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。</p>	
<p>3 前二項の規定によることが適當でないと思われるときは、知事が定めるところによ</p>	

る。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十年十一月一日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第七号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成十二年宮崎県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十二号中「高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室使用料」を「高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室等使用料」に改める。

第三条第一項中第四百四十二号の六を第四百四十二号の七とし、第四百四十二号の二から第四百四十二号の五までを一号ずつ繰り下げ、第四百四十二号の次に次の一号を加える。

百四十二の二 宮崎県立看護大学学位論文の審査 宮崎県立看護大学学位論文審査手数料

第三条第一項中第二百二十三号の十二を第二百二十三号の十四とし、第二百二十三号の二から第二百二十三号の十一までを二号ずつ繰り下げ、第二百二十三号の次に次の二号を加える。

二百二十三の二 薬事法第三十六条の四第一項の規定に基づき一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 登録販売者試験手数料

二百二十三の三 薬事法第三十六条の四第二項の規定に基づき医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録（薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第九号）附則第三条第二項の規定による登録を含む。）の申請に対する審査
販売従事登録申請手数料

第三条第一項第二百二十四号の前に次の二号を加える。

二百二十三の十五 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の十一第一項の規定に基づき販売従事登録証の書換え交付 販売従事登録証の書換え交付
手数料

二百二十三の十六 薬事法施行規則第一百五十九条の十二第一項の規定に基づき販売従事登録証の再交付 販売従事登録証の再交付手数料

第三条第一項第三百四十四号、第三百四十五号及び第三百四十五号の二中「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に改め、同項第三百四十五号の三中「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に、「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同項第三百四十五号の四中「第六十五条第一項」を「第六十五条第二項」に、「第四条第一項」を「第四条第二項」に改め、同項第三百七十九号を次のように改める。

三百七十九 削除

第三条第一項第三百七十九号の四を削り、同項第三百九十三号の二中「又は」を「若しくは」に改め、「請求」の下に「、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第八条第一項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築物の耐震改修の計画の認定の申請（同法第八条第四項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この号において「構造計算適合性判定」という。）が必要な建築物に係る申請に限る。）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四条第一項の規定に基づき建替計画の認定の申請（同法第五条第二項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、同法第七条第一項の規定に基づき認定建替計画の変更の認定の申請（同条第二項において準用

する同法第五条第二項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第一項(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請(同法第十七条第四項の規定により適合通知を受けるよう申出があつた場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。)」を加え、同項第四百二十七号中「(平成九年法律第四十九号)」を削り、同条第四項中「第四百四十四号の七」の下に「第四百四十五号」を加える。

別表第一の十二の項中「高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室使用料」を「高等水産研修所授業料及び高等水産研修所宿泊室等使用料」に、

宿 泊 室 使 用 料	宿 泊 室	一人一泊に つき	千二百円	使用 終了 の時	学校教育法第 一条に規定す る学校(大学 及び高等専門 学校を除く。) に在学する者 は、無料とす る。
----------------------------	-------------	-------------	------	----------------	---

を

宿 泊 室 等 使 用 料	宿 泊 室	一人一泊に つき	千二百円	使用 終了 の時	学校教育法第 一条に規定す る学校(大学 及び高等専門 学校を除く。) に在学する者 は、無料とす
---------------------------------	-------------	-------------	------	----------------	---

の五の項までを一項ずつ繰り下げ、百四十二の項の次に次のように加える。

百四十二 の二宮 崎県立 看護大 学学位 論文審 査手数 料		一件につき	五万七千円	
---	--	-------	-------	--

別表第二の百四十四の六の項中

四万五千円
四万五千円
四万五千円
五万円
四万五千円
四万円
四万円
五万円
五万円
四万五千円
四万五千円
五万円

を

三万三千元
三万三千元
三万三千元
三万三千元
三万八千元
三万三千元
三万三千元
三万八千元
三万八千元
三万三千元
三万三千元
三万八千元

に改め、

同表の百四十四の七の項中「一万五千円」を「一万円」に改め、同表の百九十五の項中「
（昭和三十六年厚生省令第一号）」を削り、同表中二百二十三の十二の項を二百二十三の
十四の項とし、二百二十三の二の項から二百二十三の十一の項までを一項ずつ繰り下げ、
二百二十三の項の次に次のように加える。

一 二 百 二 十 三 の 一 登 録 販 売 者 試 験 手 数 料		一 件 に つ き	一 万 三 千 円	
一 二 百 二 十 三 の 三 販 売 従 事 登 録 申 請 手 数 料		一 件 に つ き	七 千 百 円	

別表第二の一 二 百 二 十 四 の 項 の 前 に 次 の よ う に 加 え る 。

一 二 百 二 十 三 の 十 五 販 売 従 事 登 録 証 の 書 換 え 交 付 手 数 料		一 件 に つ き	一 千 円	
一 二 百 二 十 三 の 十 六 販 売 従 事 登 録 証 の		一 件 に つ き	一 千 九 百 円	

再交付 手数料				
------------	--	--	--	--

別表第二の三百二十二の項中

	腐 ^そ 蛆病	一ほう群に つき	七十円
--	-------------------	-------------	-----

を

	腐 ^そ 蛆病	一ほう群に つき	七十円
	その他の疾病	一頭一回、 一羽一回又 は一ほう群 につき	点数表（農業災 害補償法施行規 則により診療そ 他の行為によ つて組合員が負 担すべき費用の 内容に応じて農 林大臣が定める 点数等を定める 件（昭和三十年 農林省告示第七 百七十八号）の 一の家畜共済診 療点数表をいう。 以下この項にお いて同じ。）の 各動物のB種の 点数に十円を乗

して得た額に薬
価基準表（点数
表の付表である
薬価基準表をい
う。）に定める
薬価を加えた金
額

に改め、同表の三百七十九の項を次のように改める。

三百七十 九 削除				
--------------	--	--	--	--

別表第二の三百七十九の四の項を削り、同表の三百九十三の項中

工 作 物	四 確認を受けた小 荷物専用昇降機 の計画の変更をして 小荷物専用昇降機 を設置する場合	同	三千円	とする。
	一 工作物を築造す る場合（二に掲げ る場合を除く。）	同	八千円	
	二 確認を受けた工 作物の計画の変更 をして工作物を築 造する場合	同	四千円	

を

	四 確認を受けた小 荷物専用昇降機 の	同	三千円	とする。 3 第六条た
--	---------------------------	---	-----	----------------

工 作 物	計画の変更をして 小荷物専用昇降機 を設置する場合			だし書に規 定する手 料は、基本 額に構造計 算適合性判 定加算額を 加えた額を 徴収した場 合において、 建築主事が 構造計算適 合性判定を 求めなかつ た場合の手 数料（構造 計算適合性 判定加算額 の部分に限 る。）とす る。
	一 工作物を築造す る場合（二に掲げ る場合を除く。）	同	八千円	
	一 確認を受けた工 作物の計画の変更 をして工作物を築 造する場合	同	四千円	

第六条ただし
書に規定する
手数料は、建
築物の耐震改
修の促進に関

に改め、同表の三百九十三の二の項中

を 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づく認定の申請において、建築主事が構造計算適合性判定を求めなかった場合の手数料とする。 に改める。

する法律、密
集市街地にお
ける防災街区
の整備の促進
に関する法律
又は高齢者、
障害者等の移
動等の円滑化
の促進に関す
る法律の規定
に基づく認定
の申請におい
て、建築主事
が構造計算適
合性判定を求
めなかった場
合の手数料と
する。

別表第三中十二の項を十三の項とし、九の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

<p>九 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施</p>	<p>児童福祉法第十八条の九第三項</p>	<p>社団法人全国保育士養成協議会</p>
--	-----------------------	-----------------------

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第八号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和三十九年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中心市街地の活性化に関する法律」を「、中心市街地の活性化に関する法律」に改め、「「商業基盤施設」という。）を設置した者」の下に「及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「企業立地促進法」という。）第九条第一項に規定する同意集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において企業立地促進法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画（以下「承認企業立地計画」という。）に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号。以下「総務省令第九十四号」という。）第三条に規定する対象施設を設置した者（企業立地促進法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種（以下「指定集積業種」という。）であつて、総務省令第九十四号第四条に規定するものに属する事業を行う者（以下「指定集積事業者」という。）に限る。）」を加える。

第二条中「並びに過疎地域」を「、過疎地域」に改め、「所得に対して課すべき事業税」の下に「並びに同意集積区域において第五号に掲げる期間内に承認企業立地計画に従つて総務省令第九十四号第三条に規定する対象施設（以下「指定集積事業対象施設」という。）を設置した指定集積事業者に対して課すべき不動産取得税及び固定資産税」を加え、同条に次の一号を加える。

五 企業立地促進法第五条第五項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成二十一年三月三十一日までに行

われたものに限る。以下「産業集積基本計画の同意日」という。) から起算して五年間 (同意集積区域が同意集積区域でなくなつたときは、産業集積基本計画の同意日から同意集積区域でなくなつた日までの期間)

第四条中「除く。)」の下に「又は指定集積事業者が設置した指定集積事業対象施設の用に供する家屋 (当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)」を加え、「又は指定工業導入地区」を「指定工業導入地区」に改め、「定められた日」の下に「又は産業集積基本計画の同意日」を加える。

第五条中「除く。)」の下に「又は指定集積事業者が設置した指定集積事業対象施設の用に供する償却資産 (当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第九号

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例を廃止する条例

宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例 (平成五年宮崎県条例第六号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日において現にこの条例による廃止前の宮崎県介護福祉士等修学資金貸与条例 (以下「旧条例」という。) に規定する修学資金の貸与を受けている者 (次項に規定する者を除く。) 及び当該修学資金の返還

の債務のある者に係る修学資金の返還に関しては、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において現に旧条例に規定する修学資金の貸与を受けている者で施行日において旧条例第三条に規定する貸与を受ける資格を有するものについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(趣旨)

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六条第一項の規定により設置する宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営等に関しては、法及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(財政安定化基金拠出金の徴収)

第二条 政令第十九条第一項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、一万分の八とする。

- 2 法第百十六条第三項の規定により、特定期間(同条第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)において徴収する財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の額のうち、特定期間の各年度において宮崎県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が納付すべき額は、規則で定める。
- 3 前項に定めるところにより、特定期間の各年度において広域連合が納付すべき拠出金の納付期限は、規則で定める。
- 4 広域連合が前項に規定する納付期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、当該

納付期限の翌日から拠出金を納付する日までの期間の日数に応じ、その納付されない拠出金の額に年十四・六パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、^{じゅうごう}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（積立て）

第三条 法第百十六条第五項の規定により、特定期間において県が基金に繰り入れる額のうち、特定期間の各年度において基金に繰り入れる額は、規則で定める。

2 前項に定めるところにより、特定期間の各年度において県が基金に繰り入れる期限は、規則で定める。

（管理）

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第七条 基金は、法第百十六条第一項各号に掲げる事業に必要な費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十一号

宮崎県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例

宮崎県砂防指定地管理条例（平成十五年宮崎県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第九条の見出しを「（土石採取料等）」に改め、同条第二項中「（平成十二年宮崎県条例第三十号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第四条第一項の許可を受けて砂防設備において土石を採取する者は、砂防設備の土石採取料（以下「土石採取料」という。）を納付しなければならない。

2 土石採取料の額は、河川法に基づき流水占用料等徴収条例（平成十二年宮崎県条例第三十号）別表第三の規定の例により算出して得た額とする。

第十条の見出し中「占用料」を「土石採取料等」に改め、同条中「知事は、」の下に「第四条第一項又は」を加え、「占用料の」を「土石採取料又は占用料（以下「土石採取料等」という。）の」に、「占用料に」を「土石採取料等に」に改める。

第十一条の見出し中「占用料」を「土石採取料等」に改め、同条中「占用料」を「土石採取料等」に改め、同条第一号及び第二号中「占用」を「土石を採取し、又は占用」に改める。

第十二条中「占用料」を「土石採取料等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第九条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に第四条第一項の許可を受けた者について適用する。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十二号

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例

宮崎県屋外広告物条例（平成五年宮崎県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(禁止地域等及び規制地域等に許可を受けて表示することができる広告物)

第十五条の二 乗合自動車（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。）に表示される広告物で、第十一条第三号及び第四号に掲げるもの以外のものは、知事の許可を受けたときは、第八条及び第九条の規定にかかわらず、禁止地域等及び規制地域等において表示することができる。

附 則

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十三号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年宮崎県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第四号」を「第五号」に改め、同条第一号中「第二十四条、第四十九条第一号、第六十一条第一号及び」を「第五号、第二十四条第一項、第四十九条第一号及び第五号、第五十六条第二号、第六十一条第一号及び第四号並びに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第六条第三項中「第四号」を「第五号」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。

第二十五条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、引き続き居住しようとする者が暴力団員であるときは、承認をしてはならない。

第三十三条第一項第五号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第三十三条第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第五項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第四十四条中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第四十七条中「第五十六条中」を「第五十六条第一号中」に改める。

第四十九条中「第四号」を「第五号」に改め、同条に次の一号を加える。

五 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第五十五条中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第五十六条を次のように改める。

(入居者資格)

第五十六条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- 一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「特定住宅省令」という。)第二十六条第一号、第二号又は第三号に該当する者であること。
- 二 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第五十九条中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第六十一条に次の一号を加える。

- 四 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

第六十二条中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改める。

第六十四条中「第一項第六号」を「第一項第七号」に、「第二十四条、第四十九条第一号、第六十一条第一号及び」を「第五号、第二十四条第一項、第四十九条第一号及び第五号、第五十六条第二号、第六十一条第一号及び第四号並びに」に、「第二十四条」を「第二十四条第一項」に改める。

第七十条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 使用者が暴力団員であることが判明したとき。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十四号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年宮崎県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「十一円五十銭」を「十五円」に、「百分の百十五」を「百分の百五十」に改める。

別表第二の二の項中「千五百七十五円」を「二千六百二十五円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十五号

宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例

宮崎県監査委員条例（昭和三十九年宮崎県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第十二条第一項による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査は、審査に付せられた日から十五日以内に始めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第十六号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年宮崎県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項から第四項までを削る。

第五条中「第三条第十九号」の下に「、第二十一号」を加える。

第六条第一項中「第四条第一項の規定により日額で定められている特殊作業手当（第三条第十号、第十四号、第十五号、第十八号から第二十号まで及び第二十三号に掲げる作業に係る特殊作業手当を含む。以下「日額手当」という。）」を「特殊作業手当」に、「日額手当の」を「特殊作業手当の」に改め、同条第二項を削る。

第七条中「日額手当は」を「特殊作業手当は、」に改め、「、月額手当はその月分をその月の給料の支給定日に」を削る。

別表中	一月につき	十二万七千五百円	を	一時間につき	七十二百円
	一月につき	一万八千五百円		一日につき	千六百六十円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成十九年宮崎県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮崎県条例第六号）第七条を第九条とし、同条の次に十四条を加える改正規定（第十八条を加える部分に限る。）を次のように改める。

第十八条 削除

附則第八項を削り、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。